

# 延暦寺俗別当と天台座主

岡野浩二

## はじめに

律令国家の仏教統制機構の変遷を考える場合、天台宗は見逃し難い存在であるといえよう。即ち、最澄の大乗戒壇設立によつて天台宗は從来の治部省—玄蕃寮—僧綱という統制機関から離脱し、太政官を構成する官人が延暦寺の別当を兼任するという形での統制機構をあらたに形成させたのであるが、その俗別当はやがて僧綱の監督下にある南都寺院や真言系寺院にも設置されることとなつたのである。

俗別当についてはすでに諸先学の優れた研究があり、「結果として寺院貴族化に大いに関わりのある存在であった」<sup>(1)</sup>、「官人俗別当はその機能を十分發揮することにより、寺院側の利に帰することが多く（中略）寺院側からの積極的な要請を承けて設置されたものと考えるべきであろう。ただし律令政府の側からは（中略）寺院に対し直接影響を及ぼすことが可能になると期待されたであろう」<sup>(2)</sup>、「國家は貞觀年間において、僧綱制と俗別当制による仏教統制制度を確立させた」などの指摘がなされている。

しかし論点を天台宗にもどしてみると、俗別当と教団との関係は

論じにくされているとはいひ難い。<sup>(4)</sup>また寺院運営組織の変遷に関する論究では、俗別当とともに僧侶の別当が問題とされているが、延暦寺についていえば、その寺務執政者であり天台教団の統括者でもある座主についての言及はなお不十分な状態である。

そこで本稿においては、〔一〕創設期における俗別当と天台教団の関係、〔二〕座主の成立とその権限、〔三〕座主成立後の教団と俗別当の関係の三点を明らかにし、寺院制度史上の延暦寺の位置、天台宗と貴族の関係について考えてみたい。

## 一 創設期における延暦寺俗別当

本節では、諸先学の研究成果をもとに若干の補足を加えながら延暦寺俗別当の設置事情とその職掌・性格にぶれ、創設期における俗別当と天台教団の関係を考察してみたい。

俗別当の設置は、最澄が大乗戒壇設立の一環として天台宗は僧綱の監督下に服さないことを主張し、「勸獎天台宗年分學生式」（八条式）において天台宗の監督にあたる「俗別當兩人」を提唱したことにはじまる。また最澄は『願戒論』において僧綱の存在自体を否定

し、唐では功徳使が仏事を掌つてゐることをあげており、俗別当はその功徳使に倣うものと考えられる。

この主張は僧綱の反対にあい容易には実現されなかつたが、弘仁十三年六月、最澄の没後に藤原冬嗣・良峯安世・藤原三守・大伴国道らによつてあらためて嵯峨天皇に奏上され、ようやく允許されるところとなつた。<sup>(8)</sup>

この允許によつて同十四年二月十七日には天台宗の年分度者に関する官符が下されたが、これにおいては「別當」がその試業・得度の事務にあたり、治部省や僧綱はこれに関与せず、ただ勘籍や度縁の発給が終わつた後に治部省に通達されることが定められている。そして同年三月には実際に權中納言藤原三守と右中弁大伴国道が俗別当に任命され、同十七日の試業・得度を監督している。また天長十年の円珍度縁にも俗別当が署名しており、これらのことから、得度に関して天台僧は治部省や僧綱が関与しないところとなつたことが知られるのである。

一方、弘仁十四年四月に行われた大乗戒の授戒についても、このとき発給された光定<sup>(12)</sup>と徳円<sup>(13)</sup>の戒牒には俗別当の藤原三守と大伴国道が署名している。したがつて授戒に関しても天台僧は治部省や僧綱の監督下を離れ、俗別当の監督下に服したことことが知られるのである。

以上のことから、天台僧の得度・授戒に関する事務が俗別当の職掌の第一であつたことは明らかである。

俗別当の第二の職掌としては、天台僧を法会または諸国の講読師に任命する際の簡定があげられる。即ち天長二年二月には、御斎会の聽衆と法隆寺・四天王寺の安居

講師に天台僧が招請されることが裁可されたが、それを告げる官符には、

其正月御齋會聽衆僧二人。并兩箇寺安居講師僧二人。毎年錄

レ名。申ヨ送別當。更將牒ヨ知僧綱。<sup>(14)</sup>

とあり、これら天台僧の聽衆や講師の名は、まず俗別当のもとに送られ、その後に法会に携わる僧綱に通達されることとなつてゐる。

一方、諸国講読師への擬補については、義真が天長十年にこれを上表し、その没後の承和二年十月に裁可されている。南都僧からの諸国講読師への簡定は『延喜式』によれば治部省・玄蕃寮・僧綱の三司が行うこととなつてゐるが、この場合の天台僧からの簡定は、別當簡下堪<sup>(15)</sup>爲講讀師者各一人。毎年申官補之令演傳件宗<sup>(16)</sup>。

という義真の上表をそのまま裁可しており、俗別当が行うこととなつてゐる。したがつて三司はこれに関与しないこととなつたと考えられる。

以上のように、天台僧の得度・授戒の事務、講読師の簡定が俗別当の主要な職掌であったことはすでに先学の指摘されたところであり、重複を避けるために要点だけにとどめたが、次に俗別当が天台宗に関する諸事務に携わつていた例を二・三あげておきたい。

大乗戒授戒が実現した翌年、天長元年五月には仁忠・義真・円澄が「延暦寺禁制式」を制定している。これは最澄の『山家学生式』が天台僧の教育方針を示したものであるのに対し、禁止条項を多く含んだ衆徒の規律である。しかし『山家学生式』と同様に国家による公認を経てはじめて効力を発したらしく、その文末には、

右式。檢見既訖。自今以後。依制行<sup>(17)</sup>。

とあり、七月五日の日付と俗別当の藤原（三守）と伴国道の名が記されている。

次に、天長二年の俗別当による仮受小戒の破棄の許可があげられる。

仮受小戒とは、最澄の「天台法華宗年分度者回小向大式」（四条式）に天台宗は大乘・小乗を兼ね行う寺であつて十二年の修学の後に利他のために仮に小乗戒を受けることが記されており、大乗戒壇允許の後も、南都との妥協をはかる意味もあって、天台僧が小乗戒も兼ね行っていたものである。ところが小乗戒では上臘・大乗戒では下臘の慧曉と、小乗戒では下臘・大乘戒では上臘の徳善との位次が問題となるに至り、光定が俗別当伴国道に仮受小戒の破棄を申し入れたのである。<sup>(20)</sup>これに対し、伴国道は天長二年八月、義真と円澄に書状をあててそれを許可している。

また、天長八年九月に円澄ら十数名の天台僧が空海に密教を受学することを申請した書状においても、円澄・徳円らの署名のあとに四名の俗別当が連署している。このことから天台教団と他教団との重要な交渉においては、俗別当がその仲介者となつていたことが知られる。

最後に特別な例であるが、教団の内部混乱の收拾にあつた例がみられる。つまり、天長十年七月最澄の後継者であつた義真が没すると、円修が大衆の同意を得ないままその地位を継ぎ、円澄を後継者に推す光定らと約半年にわたつて対立を続けたが、この間延暦寺の寺務を行つていたのが俗別当の藤原三守と藤原吉野であった。そして光定は三守に対して円澄推挙運動を起こし、翌承和元年これが認められると、三守と新任別当和氣氏（おそらく真綱<sup>(補1)</sup>）に謝状をあてている。<sup>(23)</sup>

以上の活動を念頭に入れて延暦寺俗別当の性格を考えてみたい。その場合、天長から承和ごろの東寺や東大寺の俗別当との比較があるであろう。

真言宗の実惠は承和五年に東寺の俗別当について奏上しており、それにおいては、

然今雖云下東寺神護金剛峯寺有俗別當而但主中造作之事上、不  
レ檢<sup>(24)</sup>拔真言宗之事、至如<sup>(25)</sup>延暦寺、不經<sup>(26)</sup>省寮、別當全行  
天台宗之事<sup>(27)</sup>（中略）望請、真言宗、得度、講讀、修法等雜事、  
准<sup>(28)</sup>延暦寺之例、令<sup>(29)</sup>東寺俗別當同加<sup>(30)</sup>檢拔<sup>(24)</sup>、

として、これまで造寺のみを掌つていた東寺俗別当も延暦寺のそれに准じて今後は真言宗の雜事を行うこととしてほしい、と要求しているのである。

また東大寺の俗別当も、造東大寺司をその起源としており、その職掌は、堂舎の造作・資財の管理・寺田の勘糾であつたことが知られている。<sup>(25)</sup>

これらの例から延暦寺俗別当は、東大寺などのそれとは起源・職掌の両面で異なつていたことが明らかである。そして、東大寺俗別当の場合は寺院に対する強い統制が感じられるのに対し、延暦寺俗別当の場合は教団との密接な交流がなされており、その活動にも教団側が主体的に行うことを承認するにとどまつているという統制の寛大さが感じられるのである。

右のことは、創設期の俗別当に天台宗の外護者が任命されていることと関連しているのではなかろうか。自明のことであるが、弘仁十四年にはじめて俗別当に任命された藤原三守と伴国道は大乗戒壇設立の奏上者である。

伴国道は『叡山大師伝』に檀越としてその名が記されていることはもちろんのこと、弘仁四年の最澄の『長講金光明經会式』や『長

講仁王般若經会式』にすでに「檀主伴國道」<sup>(27)</sup>と記されており、最澄との交流もあったようである。また、御斎会<sup>(補2)</sup>および法隆・四天王両寺の安居に天台僧を招請することが天長二年に裁可されたのは、国道の力によるものであったといわれている。つまり、このことは光定が御斎会の聽衆に天台僧を加えてほしいと国道に申し入れたことにはじまるが、<sup>(28)</sup>国道はこれに加えて、法隆寺の檀越登美真人藤津にも天台僧の起用を働きかけたのである。<sup>(29)</sup>さらに、国道は右の御斎

会と安居講師のことが裁可された時に光定に告げて、

準年分二人。而可有國講師一人。國讀師一人。<sup>(30)</sup>

といつてある。もともと、この諸国講読師への天台僧擬補の実現は、天長十年に義真があらためてこれを上表し承和二年に裁可されるのを待たなければならなかつたのであるが、<sup>(31)</sup>国道はすでに諸国講読師のことも画策していたのである。

一方の藤原三守も、天台僧の諸国講読師への擬補に力を貸している。即ち『伝述一心戒文』は、藤原三守・良房の協力によつてはじめてこれが承和二年に裁可されたという経緯を伝えているのである。<sup>(32)</sup>また三守は、同承和二年に円仁の入唐に際して、使を遣わして入唐中の装束を気づかつたりしている。<sup>(33)</sup>

さらに、承和元年の新任別当和氣真綱も天台宗にはきわめて好意的であったようである。天台宗と和氣氏とのつながりは、延暦二十一年に和氣広世・真綱が高雄山に最澄を請じて法華会を行つたことにはじまり、<sup>(34)</sup>弘仁六年に大安寺で最澄と南都僧を対論させたのも和氣氏であった。また、『続日本後紀』の真綱の卒伝には、

加以道心有<sub>レ</sub>素。佛乘是歸。天台眞言兩宗建立者。眞綱及其兄但馬守廣世兩人之力也。<sup>(35)</sup>

とまで記されている。

以上のことから考えると延暦寺俗別当は、東大寺などのそれとは異なり天台宗に関する諸事務を掌るという点で教団との密接な交流がなされているうえ、官人であると同時に教団の外護者である人物が任命されている例があり、統制機関というよりむしろ教団側の代理人ですらあり得た、といえよう。

## 二 天台座主の成立

平安時代における寺院運営組織を考える場合、俗別当とともに僧侶の寺務執政者をとりあげなければならない。南都寺院などの場合は別当であるが、これは、本来の寺務執政者三綱の上位に置かれた、いわば令外官である。東大寺の場合、延暦年間から別当が現われ、承和年間以降は常置となつて別当・三綱制が成立し、さらに貞觀十二年には別当を長官、三綱を任用とすることが定められ、こにおいて寺務執政者としての別当が確立したといわれている。<sup>(36)</sup>

一方、延暦寺の場合はどうか、ということが本節の課題である。延暦寺を統括する主席僧であり、「台嶺之棟梁」<sup>(37)</sup>とまで呼ばれているのが座主である。座主については『延喜式』に次のような条項がある。

凡諸大寺僧有<sub>レ</sub>死闕者。毎月申<sub>レ</sub>送僧綱。僧綱勘<sub>レ</sub>取度縁。毎年牒<sub>レ</sub>送於寮。寮即申<sub>レ</sub>省。省年終申<sub>レ</sub>官。

凡延暦寺僧身死者。其度縁戒牒。三綱勘收令<sub>レ</sub>座主毀。所<sub>レ</sub>毀名

數。作「目署印。備ニ之檢閱」。

これによれば、延暦寺僧の名籍管理は三司ではなく座主と三綱が実質的に行うこととなつてゐる。このことは、少なくとも十世紀前半までは座主が延暦寺の寺務執政者として公認されたことを示したものである。

座主の職掌は後で考察するとして、まずその成立について考えてみたい。本来座主とは、このような行政権を持つ寺院の長官をさすものではなく、学徳高く一座の長たる僧、もしくは講演の座を担当する僧のことであつた。<sup>(39)</sup>『叡山大師伝』にみえる「座主僧道遂」「行滿座主<sup>(40)</sup>」や、空海が最澄にあてた書簡に「止觀座主<sup>(41)</sup>」とあるのは前者の意味であろうし、空海が「故贈僧正勤操大德影讚」で「以公爲座主。卽立義<sup>(42)</sup>」と記していることや、『日本文德天皇実録』の光定卒伝に、大同三年義真が座主となつて『摩訶止觀』を講じたとあることは後者の意味であろう。

座主を寺院の長官とした濫觴は延暦寺と思われるが、『天台座主記』によれば、初代が義真でその就任は天長元年六月、二代が円澄<sup>(44)</sup>でその就任は承和二年三月であるといふ。そこで義真・円澄についての検討からはじめてみたい。前述の如く、天長十年に義真が没する<sup>(45)</sup>とその後継者をめぐつて混乱が起り、光定は『伝述一心戒文』を選述して円澄推挙運動を行つてゐる。その『伝述一心戒文』によつて義真・円澄の立場をうかがつてみると、両者ともに座主という呼称では呼ばれてはいない。ただ、義真は最澄入滅時に付法の印書を受けられたことを記し、円澄も弘仁三年に付法の印書を受けられたことがあるので、義真没後は円澄が「傳法首<sup>(46)</sup>」となるべきであると光定は主張しているのである。また『天台座主記』の引く義真・

円澄の補任官牒においても、「一宗之僧首」「彼寺傳法師」とあるのみで座主の呼称は用いられていない。そして『天台座主記』自身、円澄の項に、

己上二代未<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>定<sup>ニ</sup>座主職<sup>ニ</sup>但蒙下可<sup>レ</sup>爲<sup>ニ</sup>傳法師<sup>ニ</sup>之宣旨<sup>上</sup>執<sup>ニ</sup>行寺務<sup>ニ</sup>仍山上稱<sup>ニ</sup>座主<sup>ニ</sup>云云<sup>(48)</sup>

としている。

これらのことから、義真・円澄は眞の意味での寺務執政者とは考えられなくなつてくる。そこで注目すべき史料が次の弘仁三年五月の最澄の遺言である。

山寺總別當泰範師兼文書司。傳法座主圓澄師<sup>(49)</sup>

これは効力を発することなく終わった遺言であるが、ここでは寺務執政者總別當と教學主導者伝法座主の役割分担をうかがうことができる。また『叡山大師伝』によれば、弘仁十三年最澄に入滅にあたつて「天台一宗」を義真に付嘱したが、一方においては「院内之事」を円成・慈行・一乗忠・円仁<sup>(50)</sup>らに委ねており、ここにおいても教學と寺院運営の役割分担を読み取ることができるるのである。

ただ、このような役割分担は必ずしも明確ではなかつたようで、最澄没後に光定が義真・円澄を三綱に任命しようとした例<sup>(51)</sup>や、天長元年に義真が延暦寺大別當に任命されたとする史料もある。そしてこの不明確さが、義真没後の混乱の一因となつたと考えられるのである。

いずれにせよ義真・円澄の場合、法を伝える者としての地位は認められるものの、寺院運営に関する権限をも兼備したものとは考えられない、といえよう。

次に天台宗からは離れるが、嘉祥四年三月の海印三昧寺に関する

道雄の上表にみえる「座主」<sup>(53)</sup>と、天安三年三月の嘉祥寺に関する真雅の上表にみえる「貫（冠）主」<sup>(54)</sup>について言及しておきたい。このとき道雄は、海印三昧寺を定額となし現在二名の年分度者にさらに二名を加えてほしいと上表しているが、このほかに、公卿をもつて別当となすこと、年分度者は受戒の後十二年間は山から出す花巻三昧を修すること、その後智行ともに優れた僧を選んで座主とする」と、を併せ提唱しているのである。一方の真雅も嘉祥寺に年分度者三名を賜わることを上表し、その課試の經典を決めているのであるが、その文末に「特令弟子之中貫首者永代相承行此白業」<sup>(55)</sup>としている。

ここで注目すべきことは、第一に、道雄の場合その上表は最澄の『山家学生式』を模倣したものと考えられることである。即ち、俗別当の設置・十二年間の山籠・三昧の修習などはすべて『山家学生式』にみられるものであり、優れた僧を座主となすことも、「天台法華宗年分学生式」（六条式）の第五条に、

凡兩業學生。一十二年。所修所學。隨業任用。能行能言。常住<sub>二</sub>山中<sub>一</sub>。爲<sub>二</sub>衆之首<sub>一</sub>。爲<sub>二</sub>國之寶<sub>一</sub>。

とあることに相当すると思われる。したがって、この座主も天台宗の座主に先行するものではないといえよう。第二に、海印三昧寺の座主・嘉祥寺の貫首はともに教学上の主導者として取りあげられてゐるだけで、「抑所<sub>三</sub>以置<sub>二</sub>別當<sub>一</sub>者。將<sub>三</sub>令<sub>二</sub>其兼<sub>一</sub>行庶務」<sup>(57)</sup>。」といったような寺院運営上の権限については何らふれどころがないことである。もちろん年代が下ると寺院の運営にも携わることとなるのであろうが、少なくともこの時期においては、これらの座主・貫首は教学面の主導者にとどまっていたとみるべきであろう。

それでは、寺務執政者としての座主の地位確立はいつに求められるであろうか。それを考える場合、『朝野群載』が伝える次の史料が参考となろう。

補天台座主官牒  
太政官牒 延曆寺

**傳燈大法師圓仁**年  
良房薦

仁壽四年四月三日 徒六位上守左大史秦宿禰永幸  
參議左大弁從四位上兼右近衛中將近江守藤原朝臣氏宗

天台座主宣俞

天皇我詔旨止。山中乃法師等仁白左倍止。宣勅命乎白佐久。大法師安慧波。故座主圓仁大法師乃弟子止之天。真言止觀乃業乎兼習倍利。故是以天。彼座主乃平生爾定申之爾隨天。座主仁治女賜不事

白居易  
宣輪命<sub>三</sub>白  
貞觀六年二月十六日 勅使少納言良岑朝臣經世<sub>(58)</sub>

これは、三代座主とされている円仁の補任官牒と、四代座主とされている安慧の補任宣命である。

円仁の座主就任は、承和三年十月の円澄の入滅<sup>59</sup>から十八年近くを経て行われたものであるが、『座主宣命』が「座主号始于此」としているように、国家が「座主」という名で公認した最初のものである。ただ、これと同じ日に光定が延暦寺別当に任命されていることにも注目しなければならず、この時点では、座主＝教学主導者、別当＝寺務執政者という図式がいまだ拭い去られていなかつたといえ

よう。

これに対して次の安慧はどうであろうか。結論を先にいうことになるが、安慧には円仁までの座主とは諸々の異なった点がみられ、寺務執政者としての座主の確立がここに求められるのである。

その第一点は、『朝野群載』にみられるように、円仁までの座主補任は太政官牒をもって行われていたのが、安慧からは宣命をもつて行われるようになったことである。『西宮記』も「宣命事」に「任僧綱、任比叡座主」をあげており、座主は宣命をもつて任命されることが恒例となっていたことが知られ、また同書の「僧綱召事付任天台」においても、

任天台座主、上卿奉敕、奏宣命草清書、遣少納言令宣命、有障

者遣少將、以兼真言止觀任之、餘詞隨時載宣(64)

とあり、命初三次度官符安慧、己後宣命

と、宣命による任命は安慧からはじまつたとしている。このことによつて座主の補任様式は、太政官牒または宣旨のみによつて行われる諸寺別当のそれよりも高く、僧綱と同等のものとなつたのである。

第二点は、安慧の座主就任中に座主の資格が国家によつて規定されたことである。『日本三代実録』貞觀八年六月三日条によれば、太政官處分。止觀真言。(中略) 宜丙以下通達兩業之人上爲乙延曆寺座主甲。立爲恒例一。

と、止觀・真言の両業に通達した僧をもつて延曆寺座主とすることが定められているのである。このことは、すでに安慧の座主宣命に「真言止觀乃業乎兼習倍利」とあり、補任様式の変化と一体をなすものであったと思われる。そしてこの「真言止觀」の文言は以後の座主宣命に慣例として記されこととなつてゐる。

第三点は、この座主の資格規定と同じ貞觀八年六月には、国家によつて天台宗に禁制が加えられてゐることである。即ち『日本三代実録』の同月二十一日条によれば、「灌頂を修するにあつての僧侶の観怠、〔〕舍利会の際の僧侶の観怠、〔〕寺内に馬を養うこと、四美服を着ること、の四箇条を禁止している。座主の地位公認もこのような綱紀肅正策の一環をなすものと考えられよう。

第四点は、安慧の没後貞觀十年には円珍が座主に就任したが、『寺門伝記補録』が、六月三日の座主宣命とともに次の太政官牒を伝えていることに関してである。

太政官牒ニ 延曆寺

傳燈大法師位圓珍年五十五  
三十六

右中納言兼左近衛大將。從三位藤原朝臣基經宣奉敕。件法師。

宜定彼寺座主者。寺宜承知。山中諸院事皆聽處分。牒分。牒到準狀。故牒。

貞觀十年九月十五日 正六位下守左大史菅野朝臣良松

徒四位下左中辨兼皇太后宮亮藤原朝臣

(68)

座主宣命とともに太政官牒が下されたというと、いささか奇異に感じられるかもしれないが、この官牒の性格を考える場合、ポイントとなることは、これを円仁の座主補任官牒と比較してみると、「山中諸院事皆聽處分」という文言が付け加えられていることである。

ここで僧綱の任命様式を参照してみると、宣命とともに太政官牒(告牒)が発給されており、早川庄八氏によれば、「この太政官牒は、僧綱に任命された本人にその任命のことを伝えるために作成されたのではなく、すでに僧綱の任にある僧たちに新たな僧綱の任命を伝えるために作成されたものである」という。これに類似した

ことが延暦寺座主についてもいえるのではなかろうか。即ち、延暦寺とは、一乗止観院（根本中堂）のみをさす場合と、東塔・西塔・横川の各ブロックの諸院すべてをさす場合とがあつたが、この太政官牒にみえる「彼寺」とは後者をさすと考えられる。<sup>(72)</sup> そしてこの官牒は、比叡山全体の統括者座主の就任を諸院の長官（院事・別当）に伝えるものであつたと解釈できるのである。

このような太政官牒は円珍のものしか伝わっていないが、延長四年五月に座主に就任した尊意の場合、『尊意贈僧正伝』に、<sup>(73)</sup>

同年八月十二日。賜諸院檢知官符。<sup>(74)</sup>

とあり、また天慶十年正月に座主に就任した延昌についても、『貞信公記抄』同年三月四日条に、<sup>(75)</sup>

山座主諸院檢知封大師法文等事。<sup>(76)</sup>

と記されている。このことから、いずれも座主就任の一、三箇月後に諸院を検知しており、円珍の場合と同様の太政官牒が発給されていたことが考えられるのである。

ところが、この諸院を統括する意味の太政官牒は、すでに安慧のときから発給されていたことが推測できる。飯田瑞穂氏が紹介された尊經閣文庫蔵『類聚国史』抄出紙片の安慧卒伝には、<sup>(77)</sup>

貞觀六年春正月、座主円仁大師遷化、二月勅遣使所居之山、<sup>(78)</sup> 為二座主、山中諸院事、咸聽其处置。<sup>(79)</sup>

とあり、ここにおいても、座主の就任を山中の諸院事が承認しているのである。

第五点は、安慧のときから座主が、延暦寺の最高責任者として行政文書に現われてくることである。即ち、圓城寺は貞觀八年五月に天台別院となつたが、同年十月十一日には延暦寺政所が、その別当

・三綱を簡定、補任している。<sup>(80)</sup> このときの延暦寺政所の構成員は、三綱と大小の別当、そして座主の安慧である。

以上の五点から、座主が教学上の主導者および複合寺院延暦寺の寺務執政者という両面を兼備するのは、四代座主とされている安慧のとき、即ち貞觀六年から十年にかけてであるといえよう。

なお付言しておけば、この座主の地位確立は、密教修法の将来を中心とする円仁の活動とも無関係ではない。小山田和夫氏によれば、円仁は文徳天皇・清和天皇の護持僧的役割を果たしているが、その起用者は藤原良房であり、円仁は良房政権の一翼にならものであったという。そして、安慧の座主宣命が発給されることとなつた事情は次の通りである。円仁とともに良房に起用された真雅の奏上によつて貞觀六年二月十六日に僧綱の僧位が制定された。<sup>(81)</sup> これにともなつて同日、円仁に僧正の僧位である法印大和尚位が贈られることとなつたが、その贈位の宣命とともに安慧の座主宣命が発給されたのである。<sup>(82)</sup>

次に、座主および政所の権限について考えてみたい。本節のはじめに述べたように、『延喜式』からは延暦寺僧の名籍管理の実権は座主と三綱にあつたことが読み取れるのであるが、このことは、次にあげる例によつて裏付けられると思う。

まず、天長元年に義真らが制定した「延暦寺禁制式」の第十条には、

凡春秋二時。作房主帳。送<sup>レ</sup>上政所。其帳各註<sup>ニ</sup>法號並國郡姓名。不論<sup>ニ</sup>大小。爲<sup>ニ</sup>恒式<sup>ニ</sup>矣。不<sup>レ</sup>隨<sup>ニ</sup>法制<sup>ニ</sup>。名爲<sup>ニ</sup>浪人<sup>ニ</sup>。不<sup>レ</sup>同<sup>ニ</sup>山衆<sup>ニ</sup>。豈同<sup>ニ</sup>利哉。<sup>(83)</sup>

とあり、房主帳の作成による僧侶の把握と、規律に従わない僧侶の

追放が規定されている。これが天長元年から実施されたという明証はないが、同様のことは天禄元年の良源の「雜制二十六箇条」にも

規定されているほか、天禄三年には横川首楞嚴三昧院の別当らが東

塔帳・西塔帳のほかに横川に僧帳を立てる申請をしており、政所が諸院の僧侶の名籍を管理していたことは疑いない。

また、仁和三年三月には西塔のブロックに属する宝幢院の別当の職掌が明確にされたが、これにおいて宝幢院別当は、〔一〕西塔院の年分度者についての事務を行い、「申送寺家」<sup>(86)</sup>し勅使をむかえる、〔二〕貞觀十八年から西塔院に置かれた八僧<sup>(87)</sup>が闕ければこれを簡定して「申送寺家」し、西塔院司を経ずに官牒によって任命する、といふことが定められている。ここでいう「勅使」とは俗別当をさすものかもしれないが、「寺家」とは根本中堂の政所をさしていると考えられる。このことから、政所は比叡山諸院の僧の得度にも関与している。

さらに、次の文書では政所（ことに座主）が得度を行う主体となつてゐる。

（裏書）  
政所

（圓珍）  
座主和尚

右依例、以當月廿七日、可行度沙彌之事、仍申請和上如件、

寛平二年八日廿五日

小寺主僧契宋

小寺主僧

都維那僧寬藝

寺主僧長選

上座僧<sup>(87)</sup>

即ちこれは、延暦寺三綱が年分度者の試業・得度を例年通り行うことを座主の円珍に申請したものである。

以上の例から考えると、大乘戒壇設立当初は俗別当の主導で得度が行われていたのに対し、九世紀後半には座主・三綱がこれに大きく関与するようになつてゐるといえよう。そして、天元三年に座主良源が地主三聖祭への不参加僧の僧籍を剥奪したという例を考えると、国家による度縁の発給は依然と続くものの、少なくとも十世紀後半には延暦寺僧の名籍管理の実権（僧侶の追放権・度縁戒牒の破毀権）は座主が掌握していた、といえよう。

一方授戒に関しては、『西宮記』の「延暦寺申戒狀事」に、

臨受戒期、注年分及度縁宣旨、付別當辨申檢校大臣、下宣旨度々申、毎年（90）二度

と、別當の弁官と檢校の大臣がこれを掌るとしており、實際長保元年、檢挾の左大臣藤原道長<sup>(91)</sup>が戒状を下したことが確認できる。<sup>(92)</sup>しかし、天延二年の沙弥成典の戒牒には、座主良源と三綱が署名し延暦寺印が押されており、当初の俗別当の署名と太政官印という様式とは異なつたものとなつてゐる。このことは、たとえ一時期であれ國家の管理を離れて授戒が行われたものか、あるいは、戒状とは授戒を行うに先立つて延暦寺と國家の間で取り交わされる申請・許可の往復文書のことであり、戒牒の発給は教團に委任していたものか、のいずれかであろう。おそらく後者であろうが、いずれにせよ、授戒に関しても座主・三綱がこれに大きく関与し、権限を拡大させていることは疑いないであろう。

なお、座主は政所の一員としてその権限を行使することが多かつたが、政所の最高責任者はやはり座主と考えるべきである。それは

前述の寛平二年の文書からも明らかであるが、延暦寺の印鑑を座主が管理していたことからもこれが確認できるのである。即ち、永祚<sup>(95)</sup>元年に尋禪が座主を辞するにあたって印鑑を三綱に委ねて <sup>(96)</sup>いる例や、長和三年十一月に座主覺慶が入滅するとその印鑑の所管は政所に移り、慶円が次代の座主に就任するや翌四年正月に印鑑が再び座主の所管となつて <sup>(97)</sup>いる例を見い出すことができる。

以上、名籍の管理を中心として座主の権限の一端をみてきたが、このような寺務執政者としての座主が安慧のときに成立したことには、貞觀期における僧綱制の変質と無関係ではあるまい。つまり貞觀期には、〔一〕元年、三会講師を僧綱に任用する道を開く、〔二〕六年、僧綱の僧位を定める<sup>(98)</sup>、〔三〕十二年、諸大寺・有封寺の別当・三綱の任期を定め交替解由制度を適応する<sup>(100)</sup>などの仏教政策が出されているほか、土谷恵氏によれば、俗別当の設置によって僧綱の職掌が削減された点もみられ、「貞觀年間を画期として、国家は僧綱制を縮少再編成し、同時に僧綱制に加えて俗別当制による仏教統制を確立したと評価できる」という。

これにしたがえば、座主の公認も僧俗両サイドによる寺院管理体制を確立させる一環と考えられる。ただし注意しなければならないことは、延暦寺の場合、これによつて相対的には俗別当に対して教団側の権限が拡大したということである。そして、このことと、座主の公認が僧綱の僧位制定と同時に行われていること、別當・三綱の交替解由制度は延暦寺では行われていないことなどを考えあわせると、座主は単なる寺院の長官として公認されたのではなく、複数の寺院を統括するという意味では僧綱に比するものとして位置づけられたのであり、国家は延暦寺俗別当を廃しはしないものの、延暦

寺僧の名籍管理・資財の管理・別院の長官の人事権などに關しては、天台教団の自主性を容認する方針を示したと評価できるのではなかろうか。<sup>(103)</sup>

### 三 座主成立後の天台教団と俗別当

本節の課題は、貞觀期以降十世紀中頃までの俗別当と座主および天台教団の関わりを考察することである。

その際まずとりあげなければならないのが、元慶八年十一月の僧綱牒案<sup>(104)</sup>である。これは、同年九月の太政官符をうけて、東大寺はじめ興福・法華・元興・新薬師・大安・延暦・藥師・唐招提・西大・秋篠・法隆・四天王の諸寺俗別当を任命したものであり、延暦寺俗別当が諸寺のそれと同時に任命されているという点で注目すべき文書である。またこの文書では、秋篠寺について「右寺、以左大臣爲別當」としており、大臣が兼任する場合の俗別当を檢校と呼ぶ早い例を見ることができる。

考え方によつては、これによつて延暦寺俗別当も檀越的色彩を拭い去り統制色の強いものとなつた、とされるかもしれない。しかし、必ずしもそうとはいえないであろう。なぜなら、これら俗別当は寺院掌握を目的として設置されたものであるとしても、それほど統制色の強いものであつたとは考えられないからである。たとえば、この時に設置された興福寺俗別當は、延喜六年には藤原氏長者をこれにあてることとなつており、統制を加えることは逆に興福寺の氏寺としての性格を強める結果を生んでいた。延暦寺俗別当についても、この元慶八年に任命された藤原山蔭は大安寺のそれと兼

任であり、さらに延喜九年に任命された源光に至つては、東寺・西寺・内記・内堅所など八箇所の別当を兼任している。<sup>(106)</sup>

右のことから、元慶八年の僧綱牒のみをもつて俗別当と天台教団の関係を論じることはできないということになる。そこで貞觀以降の両者の関係については、実際に俗別當に任命された人物と教団との交渉をとりあげて検討しなければならないのであるが、まず藤原基經と天台教団の関係をとりあげてみたい。

基經が延暦寺俗別當であったことは、円珍が撰した最澄の伝記『比叡山延暦寺元初祖師行業記』の跋文に、<sup>(107)</sup>

此據<sup>三</sup>寺別當藤納言閣下召<sup>二</sup>祖師行記<sup>一</sup>。撮<sup>二</sup>故僧仁忠記文<sup>一</sup>進奉。

### 比丘圓珍記

元慶五年七月廿日

藤納言閣下即今時太政閣下也。<sup>(107)</sup>

とあることから知られる。元慶五年の太政大臣は基經であり、基經が中・大納言であった時期は貞觀八年から十四年までである。<sup>(108)</sup>

基經と天台宗との交流はこれより古く、『九院仏閣抄』によれば仁壽年中に比叡山の山王院を改葺したことにはじまり、『慈覺大師伝』には斎衡三年に文德天皇とともに円仁から両部灌頂を受けたことが記されている。<sup>(109)</sup>

基經が俗別當であったこととしては、貞觀十年の円珍座主補任官牒の上卿が基經であったことが最も注目すべきことである。また同十二年八月および十六年十二月には、座主円珍と延暦寺三綱が、天台僧を僧綱に補任してほしいという要求を「別當所」に牒上している。<sup>(110)</sup>さらに同十六年五月に成立した光定の伝記『延暦寺故内供奉和上行状』も、その跋文によれば十二月には一通が「別當

所<sup>(111)</sup>に進上されている。これらのことから考えると、基經が俗別當であつたころも、天台宗と俗別當は密接な関係を保つていたと思われる。

そして、良房と円仁のような関係が基經と円珍の間にもみられることに注目しなければならない。円珍は陽成・光孝両天皇の一代一講の仁王会講師を務めているが、陽成天皇に関しては、元慶七年に円珍を法眼和尚位に叙した際の勅に、

朕自<sup>二</sup>從降誕之時<sup>一</sup>。至<sup>三</sup>于<sup>二</sup>成立之日<sup>一</sup>。賴<sup>三</sup>公<sup>二</sup>潛衛<sup>一</sup>猶得<sup>二</sup>保故<sup>一</sup>。

という文言があり、円珍の天皇護持は陽成天皇の誕生した貞觀十年<sup>(112)</sup>即ち基經が俗別當であったころにさかのぼることになる。

一方光孝天皇についても、仁和二年その不予にあたつて円珍は護摩法を修したが、『天台宗延暦寺座主円珍伝』では、<sup>(113)</sup>

太政大臣越前公。令<sup>下</sup>人屈<sup>二</sup>和尚<sup>一</sup>侍<sup>中</sup>帝病<sup>(114)</sup>。

と、基經が円珍を屈し天皇の病を平癒させたとしているのである。もちろんこのときまで基經が延暦寺俗別當であつたとは考えられないが、俗別當を経験した基經は政権担当者としても天台宗との関係を有利に活用していることが、ここにおいてうかがわれるのではなかろうか。

この後、基經は仁和四年の維摩会講師に円珍を招請している。ところが円珍は、すでに「宣命之職」である座主の地位にあり併せて法眼和尚位に叙せられていることを理由にこれを拒否し、逆に僧綱に補任されることを要求したのである。これに対し基經は、推薦を加え円珍を少僧都としている。<sup>(115)</sup>

このような基經・円珍の例からは、俗別當は統制機関というよりもむしろ個人と天台宗の関係を深める役割をはたしており、座主円

珍もその個人的関係を利用して天台宗の勢力拡大を図っている、といえるのではなかろうか。

基經以降の俗別当としては、元慶八年に任命された藤原山蔭、延喜九年に任命された源光があげられるが、この両者の俗別当としての活動は明らかではない。ただ源光については、延喜十二年に自らの病氣平癒のために延命法を増命に修させており、<sup>(119)</sup> 宗教的呪力を期待する貴族の姿を見ることがある。

次に延暦寺俗別当であつたことが確認できるのが藤原忠平である。即ち、『西宮記』の引く「吏部記」延長七年の記事には、

十二月廿一日、天台僧徒千口、於講堂爲檢挾左大臣五十賀、  
壽命經五萬卷了、十八日發願、迄今日云云<sup>(120)</sup>、

とあり、当時の左大臣忠平が延暦寺檢挾を兼任していたことが知られるのである。そこで忠平と天台宗の関係について考えてみたい。

忠平政権下におこった承平・天慶の乱に際して尊意や淨藏が比叡山で調伏の修法を行つたことは有名であるが、『貞信公記抄』によれば、延喜九年十二月に相応に修法を行わせたのを初見とし、忠平政権期全般を通して天台僧による修法はさかんに行われている。たとえば『西宮記』の「御修法」の項には、

召天台真言第一人、有障者召他僧。<sup>12</sup>

結果が得られる。

『貞信公記抄』には延長二年から天暦二年までの間に、内御修法・大内御修法・中宮御修法・東宮御修法を含め六十回の御修法が記録されている。このうち阿闍梨の判明するものが五十一例であり、

## 『貞信公記抄』所載 御修法の阿闍梨

『貞信公記抄』所載 御修法の阿闍梨															
實性	寛空	敬一	鎮朝	智淵	延昌	覺慧	明達	覺怜	尊意	玄鑒	義海	仁觀	増命	延懶	僧名
1	2	1	2	1	6	2	4	1	17	1	7	4	4	1	回数
天台	真言	不明	天台	天台	天台	天台	天台	天台	天台	天台	天台	天台	天台	天台	宗派
															備考
				のちに座主					座主	座主	のちに座主		前座主		

十五名の阿闍梨の僧名  
を知ることができる。

五名のうち宗派不明の  
敬一を除けば、天台僧  
十二名、真言僧二名で  
あり、『西宮記』の  
「天台真言第一人」と  
いう条項は忠平のころ  
にはすでに通例となつ

言に対して天台が優勢であったことが知られる。また、増命・義海・尊意・延昌などたびたび御修法の阿闍梨となつてゐるもののが座主に關係する僧であることに注目すべきであり、天台僧が阿闍梨となつた四十八例のうち、当時の座主が阿闍梨と

なつて いる 場合は 二十三 例、 前座主 お よび 後に 座主 と なる 僧 の 場合  
も 含めれば、 三十七 例 である。 この こと は 即ち、 座主 と 修法 が 切り  
放せ ない 関係 に あつた こと を 示して いる といえよう。

右の如く忠平政権期に天台僧による修法がさかんに行われ、それを忠平自身が書きとどめたということはいかに評価できるであろうか。第一節で述べた実恵の東寺俗別当に関する奏上では「修法等雜事」も天台宗に准じて俗別当が行うこととを要求していたが、このことから延暦寺俗別当は修法のことにも携わっていたことが知られる。そして一時期であれ、その俗別当（檢挾）を政権担当者の忠平が兼任していたということは、修法に関するかなりの指揮権を忠平が握っていたということであり、ここに政権担当者と天台宗の直結をうかがうことができるのではなかろうか。

また、忠平と天台宗の個人的な結びつきも法性寺の建立などからうかがうことができる。法性寺は延長二年から三年にかけて忠平によって建立された藤原氏の氏寺であるが、『花鳥余情』はその名の由来を尊意の「法性房」に求めており、<sup>(123)</sup> 尊意は忠平の師であるとしている。この説の確証は得られないが、法性寺の建立に玄鑒ら天台僧が関係していたことは疑いなく、<sup>(124)</sup> 同じころ忠平はその室順子の病氣平癒の修法を玄鑒・尊意らに行わせていていることを考えあわせると、この説もあながち否定できないであろう。

そしてこの法性寺の建立は、藤原氏が天台宗との関係をさらに深める契機となっているのである。つまり『北山抄』によれば法性寺の長官である座主は、興福寺別当と同様に藤原氏長者が簡定するこ<sup>(125)</sup> ととなっている。<sup>(126)</sup> そして具体的な座主次第については、櫛田良洪氏が紹介された『慈恵大僧正拾遺伝』に、

法性寺是太政大臣貞信公感度々夢想、而興隆慈寔大師門徒之故所建立申也、未奏任座主之職之前三ヶ年、灌頂阿闍梨次第請用、贈僧正尊意・少僧都義海・律師寔惠、其後以阿闍梨内供奉

弁日・僧正延昌・大僧都鎮朝・少僧都喜慶・律師賀靜・少僧都遍敷・陽生・權僧正尋救・少僧都長勇相續而補任座主職、然則三年淹頂師・九代座主、物十二人、都不交他門徒、

とあり、円仁門徒がこれに任命されていたことが知られる。ところがこのうち、尊意・義海・延昌・鎮朝・喜慶は（義真を初代と数えれば）十三代から十七代までの天台座主であり、陽生も二十一代の天台座主である。さらに、延昌・鎮朝の場合、<sup>(127)</sup> 天台座主就任とともに法性寺座主を辞していることが確認できること、法性寺座主を歴任していない良源が康保三年に天台座主に就任するに關して『扶桑略記』が「超法性寺座主律師賀靜一所レ補也。」としていることなどを考えあわせると、法性寺座主経験者が天台座主となる、というコースが十世紀半ばには形成されていたようである。天台座主の選任は、延暦寺三綱をはじめとする大衆協議によって決められ俗別当を経て太政官に申上されていたのが本来の方法と考えられる。この方法でも俗別当や政権担当者の意志介入の可能性はあったわけであるが、法性寺座主→天台座主というコースが形成されると、藤原氏の意志介入は決定的となつたといえよう。

忠平の法性寺建立は、このように天台座主の選任に藤原氏が関与することとなる契機であったといえよう。また付言しておけば、法性寺座主を経験せずして天台座主となつた良源も藤原氏との関係を否定するものではなく、むしろ藤原氏との癒着を完成させた人物であつたといえる。良源は承平七年の維摩会を契機として忠平にその才を買われ、以後も師輔との関係を深め、ひいては師輔の子尋禪を天台座主に就任させているのである。<sup>(128)</sup>

本節では貞觀期以降の俗別当と天台教団、とりわけ座主との関係

を問題としてきたわけであるが、藤原基経・源光・藤原忠平のいづれについても俗別当に固有な活動は見出すことはできなかつた。しかし、いざれにも共通してみられることは、天台僧に宗教的呪力を期待している上級貴族の姿であり、基経・忠平の場合にはそれに加えて天台宗との癒着である。俗別当とは、国家の思惑としての寺院掌握を目的としたものであつた。しかし結果的には、このように貴族と寺院（この場合には天台教団）の癒着を促進する役割をはたしているといえるのではなかろうか。また座主も、国家や貴族の呪術への期待にこたえて修法を行う天台宗の代表者という側面を少なからず持つていたといえよう。

### むすびにかえて

十世紀半ばまでの延暦寺俗別当と天台座主について考察してきたが、次のようなことが指摘できると思う。

俗別当は仏教統制機関であると同時に個人であり、そこには寺院（教団）と密接な関係が生じる可能性があつた。延暦寺の場合それが顕著にあらわれており、創設期の俗別当には外護者というべき人物が任命されており、教団側の代弁者ですらあり得た。

(1) 菊池京子氏「俗別当の成立」（『史林』第五十一巻第一号昭和四十三年、のち『日本名僧論集最澄』吉川弘文館 昭和五十七年に再録）。

(2) 湯浅吉美氏「東寺における官人俗別当」（『史学』第五十三巻二・三号 昭和五十八年）。

(3) 土谷恵氏「平安前期僧綱制の展開」（『史艸』二十四号 昭和五十八年）。

一方、教学および寺院運営の両面を統括する意味での天台座主の成立は、四代座主とされている安慧のときに求められる。これは貞觀期の僧綱制の変質と一環をなすものであり、天台宗の運営に関しては、これを転期として俗別当主導型から座主主導型に移行したと考えられる。

貞觀期以降の延暦寺俗別当については、統制機関としての性格を

示す史料はほとんどみられず、むしろ、藤原基経・忠平のような俗別当を経験した上級貴族が天台宗との癒着を進めている例がみられ、結果的には俗別当という制度がこのような癒着を促進しているといえる。これに対しても、国家や貴族の呪術への期待にこえたる代表者という側面を持つており、さらにはその選任に藤原氏が関与している例さえみられるのである。

したがつて、延暦寺俗別当・天台座主ともに、律令国家の仏教統制の弛緩・天台宗の貴族化と大いに関係のある存在といえよう。最後に、本稿は昭和五十八年度卒業論文として提出した「初期天台宗の發展過程について」をもとに稿を改めたものであるが、浅学のため稚拙を免れない点もあるかと思う。諸賢の御叱正・御教示を賜われば幸甚である。

### 註

(4) 湯浅吉美氏は「延暦寺の俗別当について」（『国史研究会年報』第四号 昭和五十八年）において、俗別当が延暦寺の利益代表であったことにふれ、俗別当の意義を考えようとしておられる。本稿も同様の視点に立つてさらに研究を深めんとするも

のである。

- (5) たとえば、牛山佳幸氏「寺院別当と交替解由制度」(『古文書研究』第十九号 昭和五十七年)、橋本政良氏「古代寺院運営における三綱の役割とその選任について」(『ヒストリア』九十五号 昭和五十七年)があげられる。
- (6) 『山家学生式』(『伝教大師全集』比叡山専修院附属叡山学院編纂 日本仏書刊行会発行 昭和四十一年 一巻十五頁)。以下『伝教大師全集』は『全集』と略称する。
- (7) 『顯戒論』巻下(『全集』一巻一七九~一八〇頁)。
- (8) 『叡山大師伝』(『全集』五巻附録四十一~四十二頁)。
- (9) 『類聚三代格』巻二 年分度者事(『新訂国史大系』八十三頁)。以下『類聚三代格』は『新訂国史大系』により、頁数のみを記す。
- (10) 『叡山大師伝』(『全集』五巻附録四十四頁)。
- (11) 園城寺文書『秘宝園城寺』(講談社 昭和四十六年)二〇五頁二二四図、『大日本史料』一編之一 五四八頁。なお、度縁・戒牒については、倉橋はるみ氏「度縁と戒牒」(『日本歴史』第四〇四号 昭和五十七年)にくわしい。
- (12) 延暦寺文書『原色版国宝』第三巻(毎日新聞社 昭和五十年)一三三頁、『平安遺文』第八巻四四二六号。
- (13) 園城寺文書『秘宝園城寺』二二三頁三〇八図、小野勝年氏「円珍文書と初期天台」(『仏教藝術』一四九号 昭和五八年)。
- (14) 『類聚三代格』巻二 経論并法会請僧事(五十七頁)。
- (15) 『延喜式』巻二十一 玄蕃寮(『新訂国史大系』五三九頁)。
- (16) 『類聚三代格』巻三 諸国講読師事(一二八頁)。
- (17) 『天台霞標』五編卷之一(『大日本仏教全書』仏書刊行会編纂・発行 大正三年 一二六巻十頁)。以下『大日本仏教全書』は『仏全』と略称する。
- (18) 大伴氏は弘仁十四年四月二十八日に、淳和天皇の名である大伴を避けて伴氏と改姓した(『日本紀略』同日条)。
- (19) 『山家学生式』(『全集』一巻十六~十七頁)。
- (20) 『伝述一心戒文』巻中(『全集』一巻五九六~五九八頁)。
- (21) 『天台霞標』二編巻之一(『仏全』一二五巻一五五~一五七頁)。
- (22) 『朝野群載』巻十六 仏事上(『新訂国史大系』三九七~三九八頁)、『寂光和尚残馨集』(『日本大藏經』七十八巻一八七頁)。
- (23) 『伝述一心戒文』巻下(『全集』一巻六四〇~六四八頁)。なお、古川英俊氏「前の伝述一心戒文に就て」(『天台学報』十八輯 昭和十四年)によれば、円澄推崇のために承和元年、光定が藤原三守に提出した『伝述一心戒文』は現在の『伝述一心戒文』巻下の一部にあたり、巻上・巻中はのちに増補されたものであるという。
- (24) 『東記』第七(『続々群書類從』第十二巻一三七頁)。
- (25) 菊池氏前掲論文。
- (26) 『全集』五巻附録四十六頁。
- (27) 『全集』四巻二九一~三一一頁。
- (28) 『伝述一心戒文』巻中(『全集』一巻五九〇~五九五頁)。
- (29) この点については、薗田香融氏「承和十三年僧善愷訴訟事

件に関する覚え書』(『関西大学文学論集』十巻第一号 昭和三十五年)、佐伯有清氏『伴善男』(吉川弘文館 昭和四十五年)

二十四～三十頁を参照されたい。

(30) 『伝述一心戒文』巻中(『全集』一巻六〇六頁)。

(31) なお、『書品』創刊号(昭和二十四年)、『秘宝園城寺』二

二三頁三〇八回、小野氏前掲論文には、次のような文書が紹介

されている。

天長二年九月十三日下治部省符藤原冬嗣傳燈住位僧德圓右□

左大臣宣師脱カ傳燈大法位安琳死闕

替者省宜承知依宣行之符到奉行年卅九薦十二

伴國道弁 □道嗣雄史

また『天台霞標』二編巻之四所収の天長七年閏十二月の広智付

授徳円印信にも「徳圓第六付囑。特蒙レ勅。於下野國。爲鎮

國師。」(『仏全』一二五卷二二二頁)とあり、徳円だけは義真

の上表以前に下野國講師となっていたことが考えられる。

(32) 『伝述一心戒文』巻中(『全集』一巻六〇七頁)。

(33) 『慈覺大師伝』(『続群書類從』第八輯六八六頁)。

(34) 『叡山大師伝』(『全集』五巻附錄八・三十頁)。

(35) 『続日本後紀』承和十三年九月乙丑二十七日条(『新訂国史大系』一

八九頁)。

(36) 註(5)に同じ。

(37) 『慈惠大僧正伝』(『新校群書類從』第三巻八二七頁)。

(38) 『延喜式』卷二十一 玄蕃寮(『新訂国史大系』五四五頁)。

(39) 『釈氏要覽』巻上(『大正新脩大藏經』五十四卷二六一頁)。

(40) 『全集』五巻附錄十七頁。

(41) 東寺文書『平安遺文』第八巻四三七〇号。

(42) 『続遍照発揮性靈集補闕抄』巻第十(日本古典文学大系

『三教指帰性靈集』岩波書店 昭和四十年十月四二九頁)。

(43) 『日本文德天皇実録』天安二年八月戊戌條。

(44) 渋谷慈鑑氏編『校訂天台座主記』(第一書房 昭和四十八年)

六・八頁。以下『天台座主記』は本書により頁数のみを記す。

なお、義真の就任期について『初例抄』や『僧官補任』の引く

「皇代系記」は弘仁十三年四月説をとっている。これは、弘仁

十三年四月十五日に最澄が入滅にあたって法を義真に付囑した

という『伝述一心戒文』巻下(『全集』一巻六二八頁)の記事

によっていると思われる。

(45) 註(23)参照。

(46) 『伝述一心戒文』巻下(『全集』一巻六四三・六四五頁)。

(47) 『天台座主記』(六・八頁)。

(48) 『天台座主記』(八頁)。

(49) 『弘仁三年遺書』(『全集』五巻四二五頁)。なお、この遺言の信憑性については、福井康順氏「伝教大師の弘仁三年遺書について」(『天台学報』二十号 昭和五十三年)を参照された

い。

(50) 『全集』五巻附錄四十一頁。

(51) 『伝述一心戒文』巻上(『全集』一巻五六〇・五六一頁)。

ここにおいて光定は円澄を寺主・義真を上座とすることを提案したが、仁忠の反対にあい実行されず、仁忠の没後の天長年中に義真に政を行わせたとしている。義真と仁忠の対立、義真その後の混乱については、仲尾俊博氏『日本初期天台の研究』(永

田文昌堂 昭和四十八年) にくわしい。

(52) 『山門堂舎』(『新校群書類従』第十九巻一五七頁)。

(53) 『類聚三代格』卷二 年分度者事(九十五頁)。

(54) 同右(九十六頁)。なお『日本三代実録』貞觀元(天安三)年三月十九日条では「冠首」としている。

(55) 註(54)に同じ。

(56) 『山家学生式』(『全集』一巻十二頁)。

(57) 『類聚三代格』卷二所引仁和三年三月二十一日付太政官符(八十七～八十八頁)。また、同官符の中には「門徒貫首」という語もみられ、貫首と別當は異なつた概念として扱われている。

(58) 『朝野群載』卷十六 仏事上(『新補国史大系』三九五頁)。

(59) 『天台座主記』(八～九頁)。なお、『元亨釈書』卷二の円澄伝は承和四年十月説である。ただ、『続日本後紀』の天長十一年十月説は誤りといわざるをえない。その理由は、第一に『伝述一心戒文』にみえる円澄推挙運動と矛盾が生じること、第二に小野氏前掲論文で紹介されている園城寺文書には承和二年十一月五日付の円澄の書状があること、第三に『入唐求法巡礼行記』卷一の開成四(承和五)年三月三日条には円仁が円澄に書状をよせることがみえており、円仁は未だ円澄の死を知らなかつたと考えられ、少なくとも円仁がまだ比叡山にいたことが確認できる承和三年四月(『慈覚大師伝』)までは円澄は生存していたと思われることである。『続日本後紀』が天長十年に円澄の卒伝を載せていることは、すでに薗田香融氏が「承和三年の諸寺古縁起について」(『魚澄先生古稀記念国史論集』昭和三十

四年に所収)で指摘されているように、『続日本後紀』の編者が義真と円澄の没年を混同したためではないかと考えられる。つまり、承和二年の天台僧の諸國講読師への擬補を裁可する記事に関して、これが義真の上表であることから承和二年時点に義真がまだ生存していたものと思い、義真と円澄の没年をとりちがえたのではないかということである。

(60) 『座主宣命』(東京大学史料編纂所蔵写本)。

(61) 『延暦寺故内供奉和上行状』(『続群書類従』第八輯六八四頁)、『天台座主記』(九頁)。

(62) 小野勝年氏によれば、円澄は入滅にあたって惠亮に入唐中の円仁が帰朝したらこれに受学するようになると遺言していること(『元亨釈書』)、円仁が多くの「未決」を携えて入唐していることから、円澄は円仁にただならない期待をよせていていたことがうかがわれる(同氏著『入唐求法巡礼行記の研究』一巻四四〇～四四一頁)。円仁はやがて座主たるべく予定されていたのではないかとされている(同書四卷三七三頁)。この指摘からも教主導者としての座主の性格がうかがわれるのではなかろうか。

(63) 『西宮記』卷十五(『新補故実叢書』西宮記第二二六五頁)。

(64) 同右 卷十三(同右二三五頁)。

(65) 諸寺別當は『西宮記』(前掲書二四二頁)では宣旨によって任命されることとなつていている。また『北山抄』では、「任僧綱事」「補延暦寺座主時」「諸寺別當三綱座主等事」と、延暦寺座主と諸寺別當(および他寺院の座主)を区別している(『新補

故実叢書』北山抄 四四四・四五五・四五二頁)。

(66) 『新訂国史大系』一八七頁。

(67) ちなみに、『天台霞標』三編卷之一(『仏全』一二五卷二七二頁)はこの禁制を「官制四條」としており、堀大慈氏は「良源の『二十六箇条起請』制定の意義」(『史窓』二十五号 昭和四十二年)において、座主安慧の要請によるものと解釈しておられる。

(68) 『寺門伝記補録』第十一(『仏全』一二七卷二九五頁)。なお同官牒は、『余芳編年雑集』(『仏全』二十八卷一三二一頁)、『平安遺文』第九卷四五〇一号にも收められており、多少の文字の異同がみられる。

(69) 『令集解』卷八 僧尼令 任僧綱条(『新訂国史大系』二三二頁)、『延喜式』卷十一 太政官(『新訂国史大系』三二六頁)。

(70) 「任僧綱儀と任僧綱告牒」(『名古屋大学文学部研究論集』八十九号 昭和五十九年)。

(71) 高木豊氏『平安時代法華仏教史研究』(平楽寺書店 昭和四八年)六十一・六十二頁。

(72) 『類聚三代格』所引の太政官符を例にとってみると、「延

暦寺諸院禪師」(貞觀十四年十一月一日 七十一頁)、「延暦寺文殊影嚮樓」(貞觀十八年六月十五日 七十一頁)、「延暦寺文殊樓」(元慶五年三月十一日 七十二頁)、「延暦寺西塔院」(貞觀十八年三月十四日 七十三頁)、「延暦寺西塔釋迦堂」(仁和二年七月二十七日 七十三頁)、「延暦寺寶幢院」(仁和三年三月二十一日 八十七頁)など、いずれも延暦寺は複合体の総称として用いられている。また、『貞信公記抄』では座主のことを

「山座主」としきりに呼んでいることも参考となろう。

(73) これらの諸院別当は、弘仁九年に最澄が十六箇院の建立計画をたてて任命したのが初見である(『伝述一心戒文』卷中、「延暦寺故内供奉和上行状」『九院仏閣抄』)。そして、その任命は、『類聚三代格』所引仁和三年三月二十一日付太政官符において宝幢院別当の状として「以小僧奏爲別當」とあること(八十七頁)、『御堂闕白記』長和元年九月二十一日条の諸寺別当任命の記事に惠心院も含まれていることから考へると、太政官による任命が行われていたと思われる。また、円珍の『行歴抄』天安二年十二月二十三日条(『仏全』二十八卷一二三三頁)には、中堂・經藏・文殊堂・法華三昧堂など十一箇院がみえており、諸院整備の一端をうかがうことができる。

(74) 『続群書類從』第八輯七二六頁。

(75) 『大日本古記録』二四三頁。

(76) 「尊經閣文庫蔵『類聚國史』抄出紙片について」(『高橋隆三先生喜寿記念論集古記録の研究』続群書類從完成会 昭和四十五年 に所収)。

(77) 平松文書『平安遺文』第九卷四四九七号。なお『寺門伝記補録』第十一(『仏全』一二七卷二九三・二九四頁)によれば、園城寺別当は、近江国印を加えて太政官に申送して補任されることとなつてゐるが、この文書は以上の過程を経たものかどうか明らかではない。

(78) 「円仁帰朝後の日本天台宗と光定に関する一試論」(立正大学史学会編『宗教社会史研究』雄山閣 昭和五十二年に所収)。

- (79) 『日本三代実録』元慶三年正月三日条の真雅卒伝。
- (80) 同右 貞觀六年二月十六日条。
- (81) 『慈覺大師伝』(『続群書類從』第八輯六九六頁)。
- (82) 『天台霞標』五編卷之一(『仏全』一二六卷九頁)。
- (83) 麓山寺文書『平安遺文』第二卷三〇三号。
- (84) 真門孝雄氏文書『平安遺文』第十卷四九〇六号。
- (85) 『類聚三代格』卷二 年分度者事 仁和三年三月二十一日付太政官符(八十七~八十八頁)。
- (86) ここでは八僧としか記されていないが、これは貞觀十八年三月十四日付太政官符(『類聚三代格』卷二 修法灌頂事 七十三頁)によって置かれた八僧のことであると考えられる。
- (87) 園城寺文書『大日本史料』一編之一 寛平二年雜載 四五二頁。なお、これは園城寺所蔵の文書であるが、ここにみえる三綱は延暦寺の三綱である。なぜなら、延暦寺の年分度者の試業・得度は、三月十四日から十七日までと八月二十三日から二十七日までの二期に行なうことが貞觀十一年二月一日付太政官符で定められており(『類聚三代格』卷二 年分度者事 八十六頁)、これに該当すると考えられるからである。
- (88) 『慈惠大僧正伝』(『新校群書類從』第三卷八二八頁)。
- (89) たとえば『小右記』寛仁四年十二月二十日条には度縁を延暦寺に送ることがみえる。
- (90) 『西宮記』卷三(『増補故実叢書』西宮記一 八十六頁)。
- (91) 俗別當が「檢挾」と呼ばれる場合を、東南院文書(『大日本古文書』家わけ第十八・東大寺文書之一)を素材として検出している。たとえば、元慶八年の僧綱牒案(一六五号)の秋篠寺の俗別當みると、元慶八年の僧綱牒案(一六五号)の秋篠寺の俗別

當に「檢挾」と注記してあるのを初見とし、昌泰二年(一七〇号)・承平七年(一七八号)・天慶七年(一八一号)の東大寺俗別當補任の太政官牒にみられる。これらに共通することは、左右の大臣が俗別當となつてゐることである。ただし、康保三年(一八五号)以降は大臣の場合でも檢挾とは呼ばれていない。その理由は明らかではないが、「檢挾」と呼ばれる必要条件は大臣が俗別當となる場合である、ということはできるであろう。なお、『叡岳要記』上では弘仁十四年の延暦寺俗別當設置のこととして「或云。從此後以三右大臣爲檢挾」。以左大弁大史爲別當。(『新校群書類從』第十九卷一八五頁)としているが、おそらくこれは後世の付説であろう。

(92) 『御堂闕白記抄』第一種(『大日本古記録』)によれば、道長は長徳元年九月二十七日に延暦寺檢挾となつており、このとき道長は右大臣であった。

(93) 『御堂闕白記』長保元年閏三月二十九日条。また寛弘元年十月二十四日にも左大弁が天台の戒状を持ち来るとある。

(94) 青蓮院文書 相田二郎氏『日本の古文書』下(岩波書店昭和二十四年)一五六頁、および『日本古文書学講座』古代II(雄山閣 昭和五十四年)二〇三~二〇四頁に紹介されている。

伊藤清郎氏は「中世僧綱制の研究」(『歴史』第五十三輯昭和五十四年)においてこの戒牒をとりあげ、「中世以降にも一般的なものとしてあらわれてくるのかどうか、関連史料が管見ではみつからないので結論は保留せざるをえない。」とされている。ただ、かなり年代は下るが、これと同じ青蓮院文書・貞和元(西暦一三四五)年の沙弥長玄の戒牒(東京大学史料編

纂所架蔵影写本による)には座主・三綱が署名しており、これと同じ様式となつてゐる。

僧綱制自体の変質、双方の権限如何、などを年代を追つて検討していく必要があると思う。

- (95) 『座主宣命』(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)、『天台座主記』(四十七頁)。
- (96) 『小右記』長和三年十一月二十三日条。
- (97) 『小記目録』第十六 天台座主事。
- (98) 『日本三代実録』貞觀元年正月八日条。
- (99) 同 右 貞觀六年二月十六日条。
- (100) 同 右 貞觀十二年十二月二十五日条。
- (101) 註(3)に同じ。

- (102) 『延喜式』卷二十一 玄蕃寮に「凡延暦寺三綱一任之後。任諸國講讀師」。(『新訂増補国史大系』五四〇頁)とあり、あるいは延暦寺三綱にも任期が定められていたかもしれない。しかし、最高責任者の座主はほとんど終身制であること、別当・三綱の交替解由制度は僧綱の管轄寺院のみに対するものであることから、この制度は延暦寺では行われていないと考えられる。

- (103) 天台宗の自主性についていえば、「僧綱制の形骸化と天台宗の国家権力からの離脱」という従来の単純な図式を再検討するという意味から、伊藤清郎氏は「中世僧綱制と延暦寺」(『豊田武博士古稀記念日本中世の政治と文化』吉川弘文館 昭和五十五年に所収)において、十二・三世紀には延暦寺の法会や天

- 台座主補任にも僧綱が関与していたことをあげて、その限界を指摘されておられる。しかし、古代の僧綱制がそのまま中世まで存続し延暦寺を支配し続けていたと考えるのは早計である。天台宗と僧綱の関係については、天台僧の僧綱への進出、
- (104) 東南院文書『大日本古文書』家わけ第十八・東大寺文書之一 一六五号。
- (105) 『西宮記』卷十四裏書(『新訂増補故実叢書』西宮記第二 二五一二頁)。
- (106) 『小右記』長元四年九月十七日条。
- (107) 『仏全』二十八卷一二二三頁。
- (108) 『日本三代実録』によれば基經の官歴は次の如くである。貞觀八年十二月八日任右大臣。同十二年正月十三日任太政大臣。同十四年八月二十五日任右大臣。元慶四年十二月四日任太政大臣。
- (109) 『新校群書類從』第十九卷二四七頁。
- (110) 『続群書類從』第八輯六九三頁。
- (111) 園城寺文書『秘宝園城寺』二一五頁二六三・二六四図、『余芳編年雑集』(『仏全』二十八卷一三三三頁)。
- (112) 『続群書類從』第八輯六八三頁。
- (113) 『天台宗延暦寺座主円珍伝』(『仏全』二十八卷一三七二・一三七三頁)。
- (114) 『扶桑略記』元慶七年三月二十六日条(『新訂増補国史大系』一三八頁)。
- (115) 『日本三代実録』陽成天皇即位前紀によれば、陽成天皇の誕生は貞觀十年十二月十六日であり、その母高子は基經の妹である。

- (117) 『仏全』二十八卷一三七三頁。
- (118) 『天台宗延暦寺座主円珍伝』(『仏全』二十八卷一三七三)一三七四頁)。
- (119) 『日本高僧伝要文抄』第一 静觀僧正伝(『新訂増補故実叢書』西宮記二二七頁)。なお同様の内容は『日本紀略』延長七年十二月十八日条にもみえる。
- (120) 『西宮記』卷十二裏書(『新訂増補故実叢書』西宮記二二七頁)。なお同様の内容は『日本紀略』延長七年十二月十八日条にもみえる。
- (121) 『僧綱補任抄出』天慶三年条(『仏全』一二一卷六十四頁)、『拾遺往生伝』(日本思想大系『往生伝 法華驗記』岩波書店昭和四十九年三二一頁)。
- (122) 『西宮記』卷十三(『新訂増補故実叢書』西宮記第二二三三頁)。
- (123) 『國文註釈全書』第三卷(すみや書房 昭和四十二年)三四八頁。なお『貞信公記抄』延長二年十一月八日条・十日条からは、忠平が尊意のことを「法性房」と呼んでいたのではないことが推測できる。
- (124) 『貞信公記抄』によれば、延長二年五月七日には座主玄鑑が法性寺で修善を行つており、同年八月二十七日条には「法性寺事可處分狀、示送仁闡梨、以手書」とある。
- (125) 『貞信公記抄』延長二年十月三日条、同三年正月六日条、同年二月六日条。
- (126) 『北山抄』卷第六(『新訂増補故実叢書』北山抄 四五二頁)。
- (127) 「慈恵大僧正拾遺伝付慈恵大師絵詞」(『仏教史研究』第八号 昭和四十九年)。
- (128) 『華頂要略』所引『天台座主記』によれば、延昌の法性寺座主就任は天慶二年三月二十三日、天台座主就任は同九年十二月三十日、鎮朝の法性寺座主就任は天慶九年十一月八日、天台座主就任は康保元年三月九日、喜慶の法性寺座主就任は康保元年六月十四日である(『大日本史料』一編之十一三四二・四七一・七〇二頁)。なお『醍醐寺雜事記』所引「李部王記」にも天慶六年三月十四日条に「法性寺座主權律師鎮朝」(『新校群書類從』第十九卷七一九頁)とあるが、上記の年代と矛盾を生じてはいない。
- (129) 『扶桑略記』康保三年八月二十八日条(『新訂増補国史大系』二四二・二四三頁)。
- (130) 円珍の『感夢記』(『仏全』二十八卷一二二五頁)には、延暦寺三綱が円仁を座主としたい旨の状を藤原良房に呈したが、これに対して円珍は三綱だけの私請ではなく大衆の賛同を経てから申上すべきであると主張した、という夢を記している。その円珍は承和十三年に「衆議」によつて真言學頭となつてゐるが(園城寺文書『平安遺文』第八卷四四五二号)、これよりさらに入職である座主は当然大衆協議によつて認められるのが本来のあり方であると考えられる。また、『日本三代實錄』貞觀十八年八月二十九日条によれば、貞觀寺は延暦寺に准じて座主を置き僧綱の監督から離れたが、その座主については、「三綱与俗檢挾及別當共署。上奏補之。」とあり、天台座主の場合もこれと同様であつたと思われる。
- (131) 『慈恵大僧正傳』(『新校群書類從』第三卷二八七頁)。
- (132) 良源と藤原氏の関係については、平林盛得氏『良源』(吉

川弘文館 昭和五十一年）を参照されたい。

(補1) 和氣真綱が俗別當であったことは、『伝述一心戒文』卷上所引の延暦寺鐘銘において、藤原三守とともにその名に「別當」が冠せられていること（『全集』一巻五六六頁）から推測できる。また『天台座主記』も、円修の座主職を停止したのを和氣真綱としている。

(補2) 『長講金光明経会式』および『長講仁王般若経会式』について、『仏書解説大辞典』はことさら偽作とはしていないが、中村祐生氏は『日本大藏經』の解題においてこれを最澄の真撰ではなく後世の仮託であるとされている。成稿後に管見に及んだので訂正しておきたい。したがつて、最澄と国道の交流は推測に難くないものの明証はない、といわざるをえない。

#### 付記

卒業論文をはじめ様々な面でご指導いただいた大野達之助先生は昭和五十九年五月十日に他界された。謹んでご冥福をお祈りする次第である。